

白老町自治基本条例
検証結果報告書
(案)

令和4年3月

1 はじめに

平成19年1月1日に施行された白老町自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民、行政及び議会の協働によるまちづくりを行うための基本的なルールを定めたもので、「まちの憲法」と言われる本町の最高規範として位置付けされるものです。

その内容は恒久的なものと考えられ安易に変更すべき性格のものではありませんが、一定の年数を経過したときにより充実した条例になるよう育てていくため、条例に見直し規定を設け平成24年度、平成28年度に検証を行っております。

今回も前回の見直しから5年を迎え、改めて白老町の現状と課題を把握・整理したうえで3回目の検証を実施したものです。

2 検証の目的

条例第36条に基づき、社会情勢の変化に照らして定期的な検証を実施するものです。

【自治基本条例逐条解説における見直し規定の解説】

(条例の見直し)

第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

【 解 説 】

- ・本条では、条例の見直しについて規定しています。
- ・本条例は、5年を超えないごとに適合性について検討します。
- ・検討の結果、見直しが必要と認めるときは、改正手続きを行います。

※自治基本条例は、現時点における現状と展望に立って、必要な自治制度をまとめたものであって、時代の変化や新しい技術・手法などの開発があることが予想されることから、一定の年数を経過したときに、検証していく必要性を認め、より充実した条例になるよう育てていくため、見直し規定を示しています。

3 検証の方法

条例施行から過去2回実施された検証では「白老町自治基本条例検証委員会」を設置し、町民・議会・行政の3者より委員を選出し、その代表者の意見をもとに見直しの必要性について検証していましたが、この度の検証については、コロナ禍に対応する形式を取り、検証委員会の設置はせず、町民・議会・行政全員の意見を聴取する機会を以下のとおり設け、検証することとしました。

(1) 町民

町内在住の満18歳以上の方2,000名に対し、自治基本条例に対する認知度や情報発信、町民参加等についてアンケート調査を実施し、747名から回答を得た結果をもとに、見直しの必要性について検証しました。

(2) 議会

条例第5章「議会」について特に見直しが必要であるか、検証作業事務局である企画財政課からの説明により状況を共有した後、議会運営委員会により見直しの必要性について検証しました。

(3) 行政

全職員を対象にしたアンケート調査による意見聴取のほか、内部検討会議により現状や課題を共有し、見直しの必要性について検証しました。

3 検証の観点（社会情勢の変化）

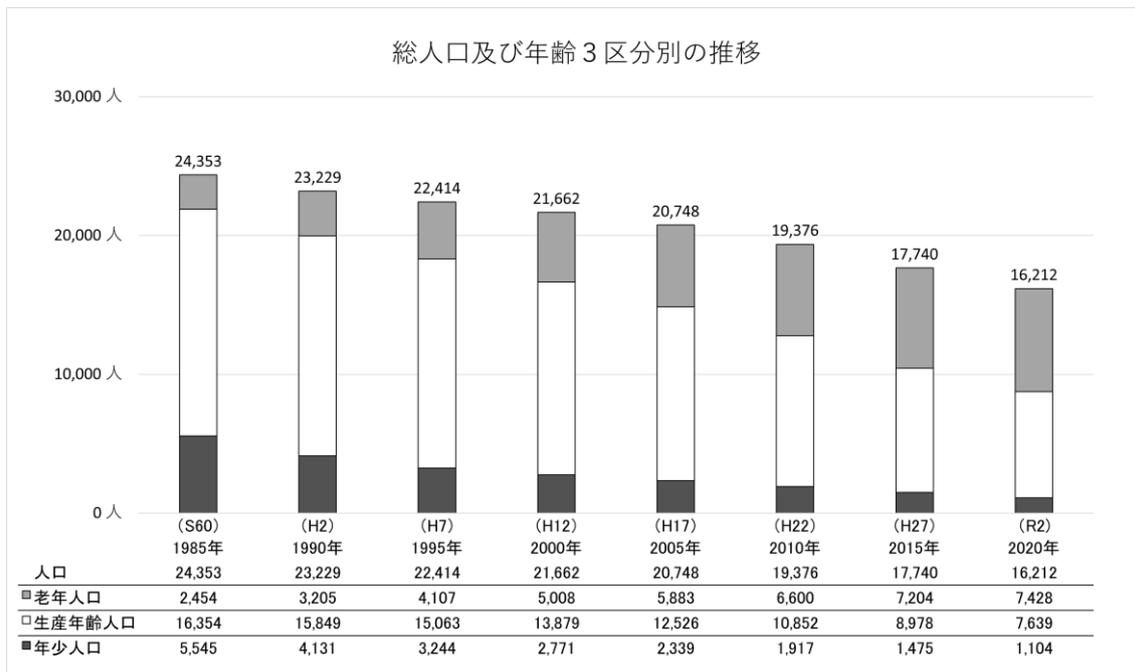
条例の検証にあたり各条項における制度、施策などの取組状況を踏まえ、問題点について幅広い観点から検証を行いました。

- 条例の内容が社会情勢に適合しているか
- 5年前と比較し条文に記載すべき新しい技術や価値観の変化はあるか
- 本町の住民自治を推進する内容となっているか
- 条例の内容に沿った取り組みが実施されているか
- 簡易な語句訂正など「まちの憲法」とも言われる本条例に対する安易な見直しではないか

(1) 過疎の進行

過疎地域においては、若年層を中心とする都市部への人口の流出や、高齢化の進行などによる自然減等により、人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況にあります。

令和3年4月「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、将来にわたりまちを持続的に発展させていくためには、人と人とのつながりを大切にしながら、各種過疎対策を総合的かつ計画的に展開していくことがこれまで以上に求められています。



※3年齢区分の合計が“人口”と一致しない場合があります。(年齢不詳者)

(2) 安全・安心意識の高まり

平成23年の東日本大震災発生以降も、全国各地で大規模な災害が発生しています。昨年は、6月末から7月上旬にかけて梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、複数の地点で観測史上1位の値を更新する大雨となりました。静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したほか、停電や断水に見舞われた地域が多く、大きな被害をもたらしました。

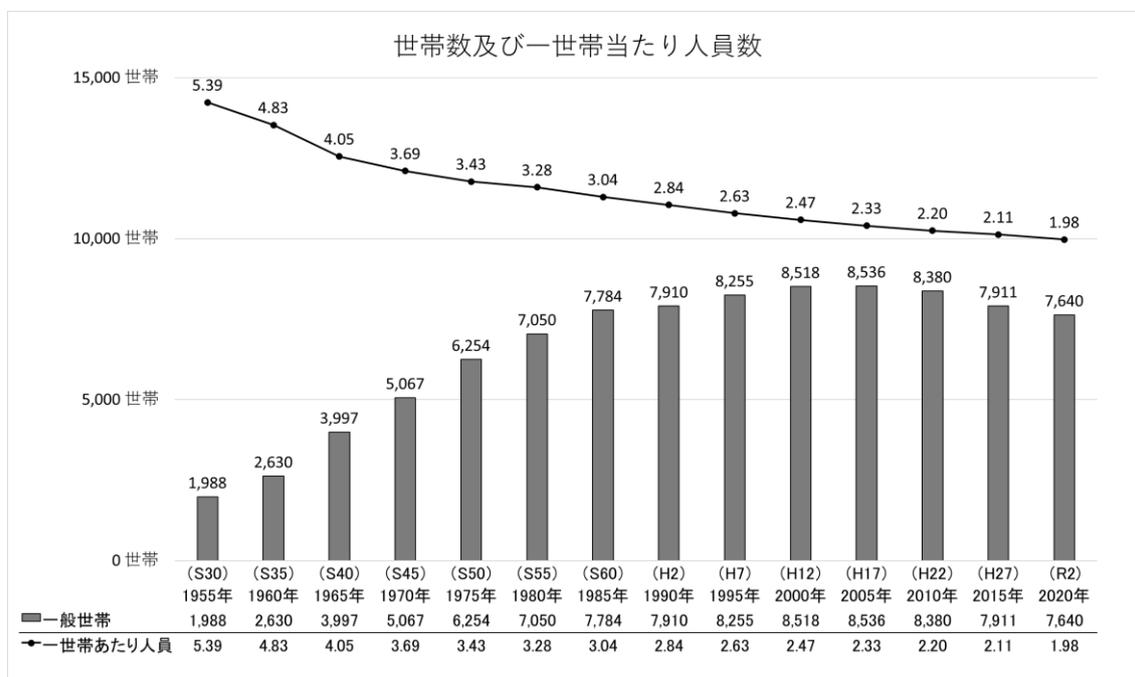
幸にも白老町は大きな被害を受けることはありませんでしたが、近年の線状降水帯の発生による集中豪雨や地震、津波など、どの災害がいつ発生してもおかしくない状況から町民の関心が高まっています。

災害を未然に防ぐことは困難ですが、被害を最小限に抑えるよう、災害に対する意識、危機管理意識を高め、「自助・共助・公助」の考え方をもとに災害に対応できる地域社会の構築が求められています。

(3) 地域コミュニティの推進

近年、価値観が多様化し、これまでの「物質的な豊かさ」に加えて「精神的な豊かさ」「生活の質の向上」を重視する人々が増えています。また、価値観の多様化は個性の尊重につながり、個々のライフスタイルも多様化しています。地域社会においては、単身世帯の増加、核家族化による家族機能の低下が進み、地域や世代間交流機会の減少も伴って地域とのつながりが希薄化し、福祉や防災・防犯などの地域課題が懸念されています。

本町では人口減少・高齢化の影響を受け、町内会役員等の担い手が不足し、今後の町内会活動やその運営を不安視する声もあることから、持続的な運営や活動を行っていただける町民活動の実現が必要とされています。



(4) 人権の現状と課題

国際化による外国籍住民増加による雇用環境や日常生活における文化の違いから起こる偏見や差別、情報化の進展によるSNSの普及によるインターネットによる誹謗中傷、高齢化社会の進展による介護現場での虐待、新型コロナウイルスへの感染やワクチン接種の有無などを理由とした不当な偏見や差別等、多様化する現代社会においては、新たな人権問題が生じており、様々な課題への対応が求められています。

4 検証の結果

町民・議会・行政それぞれの意見を分析、検証した結果、多くの項目で、今後も引き続き努力を積み重ねる必要がありますが、現時点においては、現行の条例の内容を見直すべき社会情勢の変化は無く、条文の改正や追加等の「見直しの必要性はない」との結論に至りました。

なお、本条例をより実効性のあるものにしていくため、検証の過程で様々な問題点や課題が明らかになった項目を以下のとおり整理しました。

(1) 条例の認知度向上

町民アンケートにおいて、本条例の認知度は8.3%と著しく低い結果となりました。過去2度の検証時においても本条例が町民に浸透しているとは言い難い結果であったことから、広報等により、認知度向上のための施策を実施してきましたが、本条例は具体的な計画や事業が定められていない「理念条例」であり、町民が日々の生活で本条例を意識することは多くなく、認知度の向上に繋がるものではありませんでした。

しかし、本条例に基づき策定された「第6次白老町総合計画」により実施される各種施策や「パブリックコメント」など、本条例を知らなくとも間接的に日々の生活に本条例は存在します。

5年に1度実施する検証作業は、町民・議会・行政がその存在意義について改めて考える貴重な機会であり、本条例を風化させないため、引き続き実施していく必要があります。

(2) 情報共有・発信の強化

「条例第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。」とありますが、町民アンケートにおいて役場から必要な情報を得られているかという項目では満足度18.6%と低水準であり、さらなる情報発信の推進が必要です。

昨今ではSNSなど広報誌以外の新たな情報発信ツールも注目されていますが、白老町では広報と町内会回覧において主に情報を得ている方が89.4%と、その大部分を占めている一方で、町HP、SNSで得ている方はわずか4.8%となっています。

このような調査結果も踏まえ単に新しいツールを闇雲に推進していくのではなく、現状の広報誌をより見やすく解りやすくしていくことなど、白老町にあった情報発信の展開が期待されています。

(3) 安心・安全な地域コミュニティづくり

「条例第33条2項 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。」とありますが、町民アンケートの自由意見においては地域における連携協力体制の礎となる町内活動やサークル等の必要性を認識しつつも、高齢化や昨今のコロナ禍によりその活動が維持できなくなりつつある現状が見て取れます。

自然災害が相次ぐ昨今、これまで以上に危機管理意識を高め「自助・共助・公助」の考え方のもとに、町内会等の地域コミュニティの強化が重要となることか

ら、各地域の主体性を尊重した行政のサポートが求められています。

(4) 人権に関する取り組みの継続

白老町では、民族共生象徴空間ウポポイが開設されたことを契機に「多文化共生のまちづくり」を進めており、この地域にある多様な価値観や生活様式を受容し、互いの違いを認め合い、町民も町を訪れる人も、自然も、経済も、共に生き活きと心豊かに暮らし続ける社会を創り上げることとしています。

これからも、多文化共生のまちづくりをはじめ、様々な人権啓発、男女共同参画の推進等を図ることで、一人ひとりの人権が尊重され、偏見のない、誰もが幸せに暮らせるまちづくりの継続が求められています。

5 おわりに

自治基本条例は、まちづくりの責務や役割、また、情報共有や町政参加など、まちづくり全般に関するルールを規定する「まちの憲法」です。

白老町では、平成2年度からC I（コミュニティアイデンティティ）の導入以降「100人会議」や「元気まち研修会」など、様々な場面において町民参加を推進してきました。

平成12年度の地方分権改革以降「地域のことは地域で決める」ことの重要性が高まったことを背景に、白老町ではこれまでの取り組みを将来にわたって継続していくことを目的として条例の策定に取り組み、平成18年度に制定しています。

「理念条例」である本条例は、まちづくりの主体者である町民の生活に直接的な影響を及ぼすものではありません。

しかし、本格的な人口減少や少子高齢化、昨今のコロナ禍による人と人のつながりの希薄化、変化する社会環境に対応していくためには、これまで以上に、町民一人ひとりが自治の主権者であるという自覚をもって行動し、持続可能な「しあわせ感じる元気まち」の実現を目指していかなければなりません。

①町民アンケート（一部抜粋）

○あなたは「白老町自治基本条例」を知っていますか。

回答	人数	割合
知っている	18	(2.4%)
少し知っている	44	(5.9%)
どちらでもない	97	(13.0%)
あまり知らない	120	(16.1%)
知らない	391	(52.3%)
無回答	77	(10.3%)

○前問で「知っている」または「少し知っている」と答えた方にお聞きします。現在の自治基本条例が白老を取り巻く現状に合っていると思いますか。

回答	人数	割合
合っている	6	(9.7%)
やや合っている	22	(35.4%)
どちらでもない	23	(37.1%)
あまり合っていない	5	(8.1%)
合っていない	1	(1.6%)
無回答	5	(8.1%)

○あなたは役場から必要な情報（町のイベントや取り組み、制度等）が得られていますか。

回答	人数	割合
得られている	47	(6.3%)
やや得られている	92	(12.3%)
どちらでもない	293	(39.2%)
あまり得られていない	153	(20.5%)
得られていない	87	(11.6%)
無回答	75	(10.1%)

○あなたは役場からの情報を主にどのような手段で得ていますか。

回答	人数	割合
広報げんき	444	(59.4%)
町内会回覧	76	(10.2%)
町ホームページ	26	(3.5%)
親族・知人等	17	(2.3%)
新聞	11	(1.5%)
町SNS	2	(0.3%)
その他	6	(0.8%)
無回答	165	(22.0%)

○白老町職員と接した時、対応した職員は親切かつ丁寧な対応をしていましたか。

回答	人数	割合
そう思う	107	(14.3%)
ややそう思う	175	(23.4%)
どちらでもない	287	(38.4%)
あまりそう思わない	64	(8.6%)
そう思わない	51	(6.8%)
無回答	63	(8.5%)

自由意見（自治基本条例関係要約）

- 中央生活館の取壊しは、町内会コミュニティーの崩壊につながる。
- 町内会活動を通して互いに助けあうことで安心して長寿を楽しみたい。
- 一部の職員や看護師の対応が不親切である。町民から給与をもらっているという自覚が無い。
- 交流できる場所やサークルなどの情報を広報などで詳しく知りたい。
- 高齢化や独居世帯も多く、自助、共助は不可欠。
- 町内会活動が機能しておらず組織、ルール、運用等が形骸化している現状であることから、行政の直接介入による指導、支援が不可欠である。
- 町内会に加入していないアパート入居のためか、広報紙が届かない。
- ゴミ拾いや、草刈り等、住民への期待でやってもらうのではなく町が責任をもって町全体をきれいにする必要がある。
- 第12条にあるように「町民はまちづくりの主体として……」という条文があり、行政には都合のいいところを町民に丸投げする傾向があることから、当条例には配慮が必要である。この条例を制定していない市町村はたくさんある。
- 町内の行事や事業を後に広報などで知ることが多い。事前告知をしてほしい。

②職員アンケート（一部抜粋）

○町民の意見、要望、苦情等の対応について、親切かつ丁寧な対応を心がけていますか。

回答	人数	割合
心がけている	174	(85.7%)
少し心がけている	20	(9.9%)
どちらでもない	8	(3.9%)
あまり心がけていない	0	(0%)
心がけていない	1	(0.5%)

○町民の意見、要望、苦情等の対応記録について、共有・管理するよう努めてますか。

回答	人数	割合
努めている	154	(75.8%)
少し努めている	35	(17.3%)
どちらでもない	14	(6.9%)
あまり努めていない	0	(0%)
努めていない	0	(0%)

○町民の意思を反映するまちづくりとして「町政参加の推進」「参加機会の保障」が定められていますが、あなたの所属課内でその実践ができていますか。

回答	人数	割合
できている	44	(21.7%)
少しできている	57	(28.1%)
どちらでもない	74	(36.4%)
あまりできていない	23	(11.3%)
できていない	5	(2.5%)

○町民参加の手法のうち、あなたが一番効果的だと考えるものはなんですか。

回答	人数	割合
アンケート調査	98	(48.2%)
パブリックコメント	16	(7.9%)
公募委員を含む審議会	16	(7.9%)
町民説明会	73	(36.0%)

○災害時等の緊急時に相互に助け合い行動できるよう、日頃より居住する地域との関係性構築に努めていますか。

回答	人数	割合
努めている	66	(32.5%)
少し努めている	63	(31.1%)
どちらでもない	42	(20.7%)
あまり努めていない	22	(10.8%)
努めていない	10	(4.9%)

自由意見（自治基本条例関係要約）

- 時代とともに自治基本条例の見直しの必要性はあると思うが、年限を設けることは如何か
- 現行の自治基本条例は、時間が経過している中でも必要な事項が入っていると考えるため、大きな見直しの必要性はあまり感じない。
- 自治基本条例にある職員の政策能力の向上のため、計画的かつ体系的な研修の実施を望みます
- 策定時からの課題だが、職員も含め条例の意義や内容についての理解をいかに浸透させるかを具体的に検討していく必要があると捉えている。
- 町の憲法である自治基本条例を簡単に変えるものではない。
- 前回行っている文言の整理に莫大な時間を費やすのは効果的ではないと考える。
- これから主体となる若い人の意見を多く取り入れて欲しい。
- 自治基本条例の見直しの前に条例の存在、内容を理解していない職員の意識改革が必要
- 残念ながら自治基本条例が本町の自治制度に関する最高規範という認識はもっていません。その認識でいる職員はそれなりにいると思います。議員や町民においてもその認識はもっていないのが現実だと思います。世の中の流れとして形骸化していても取り組む姿勢を行政としては見せなければならぬのは理解できます。条例の見直しでさらに手続きを増やして業務増とならないように望みます。
- 町民参加方法で1番重要な世論・意見の収集方法について、対象や分野が限定的で片寄りがあると思います。
- 見直しはあまり必要ないと思いますが、情報発信の手段として、今後計画されているHPの一新は効果的だと思います。きめ細かな更新ができれば、他自治体のようにLINEを活用することも効果的かと思います。
- 制定から時間の経過と共に、町民ニーズの変化やSNSの普及など時代背景も変わっており、適宜、見直しの必要はあると思う。
- 自治基本条例は「まちの憲法」とも言われており、語句の簡易な訂正など、安易にその内容を見直すべきでは無いと考えます。5年に1度の見直しは、あくまで自治基本条例を「思い出す機会」程度にとどめ、本当に見直しが必要な場合は、町全体（世論）から多くの声があがり、検討・議論が必要だということが表面化してから実施することが望ましいと考えます。
- 自治基本条例そのものが形骸化しつつあるように感じるため、職員を含め、まずは周知等が必要ではないかと思う。
- コロナが今後も続くことを前提とし、町民参加のあり方をオンライン説明会（動画）にシフトしたり、なるべく広く今居住している働く若い町民の意見を聞くためにはSNSを活用した町民参加のあり方を検討するなど、非接触での町民参加を推進していくべきであると考えます。